独立行政法人住宅金融支援機構契約監視委員会(第5回) 審 議 概 要

開催日及び場所	平成22年3月31日(水) 住宅金融支援機構本店14階会議室
委員長代理 委員 (以上、敬称略)	内山隆太郎 (東京共同会計事務所 公認会計士) 楠 茂 樹 (上智大学法学部准教授) 中村 里佳 (さくら綜合事務所 公認会計士) 岩也千賀彦 (監事) 石塚 雅範 (監事) ※オブザーバー 長谷川貴彦 (国土交通省住宅局総務課証券化支援対策官)
審議対象	1 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)における3.(2) ・平成21年12月1日以降に締結又は締結予定の競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約・平成21年度新規案件 2 機構独自の議案 ・平成21年度契約で契約方法が「一般競争入札(総合評価落札方式)、企画競争、公募」による契約・「随意契約等見直し計画」の対象となっていない契約
審議概要	○事務局より定足数の確認が行われた。 ○事務局より、資料に基づき、第4回委員会(平成22年3月17日開催)での審議を踏まえ作成した総務省(国土交通質問があり、それに対する回答が行われた。 ○あらかじめ各委員を実件について、総合言評価別があらかじめ各委」の案件についの表見、質問があり、それに対する回答が計画」の方をではしたがのとおり意見、でしたに対する回答が計画」の対象を実施。次のとおり意見・質問があり、それに対する回答が計画」の対象を実施。次のとおり意見・質問があり、それに対する回答を実施。次のとおり意見・質問があり、それに対する回答の審議概要の一覧があり、第3回であり、第3回での審議概要の一部修正の説明が行われた。 ○事務局より「随意契約等見直しかで、修正意見がないたとを確認した。場合らいて、修正意見がないたことを確認したる場合について、修正意見がないたことを進めることについて、総務省に、内容が変更とな終務省に、本日の審議内容を踏まえ事務局から提出することが可承された。

●総務省(国土交通省)提出資料に関する質疑応答

意見・質問

回答

- 1. (様式10-3) 平成21年度新規案件 住宅宅地債券(つみたてくん)満 期償還未手続者への電話案内及び住 民票取得による居所追跡調査業務
- ・落札率14%となった案件と同じ案件 が出てきたら、予定価格の作成方法 は見直すのか。
- ・予定価格が高すぎたのではないか。報告様式には、適正に選定したとあり、見直すことはないと読める。
- ・今回の入札結果を踏まえ、時間単価 等を検証して予定価格を作成するこ とになる。
- ・報告様式には「今後同種の契約がある時には引続き適正な契約方式により選定していく」と記載しており、 実績等を踏まえ見直しを行っていく。
- ・極力そのようなことが起きないよう、 予定価格を作成するときは、過去の 実績を参考にする等、適正な予定価 格の積算に努めていく。

●機構独自の審議事項に関する質疑応答

意見 質問

回答

- 1. 契約方法が「一般競争入札(総合評価)、企画競争、公募」による契約の概要
- ・総合評価落札方式を実施する場合、 各入札毎に共通な事項、独自に設定 できる事項は何か。

- アレンジが可能な部分は、誰が決めるのか。
- ・内部規定で守るべき事項、必要に応じて変更が可能な項目を定めている。 守るべき事項としては、価格点にの第出方法、評価項目を必須と任意に区が力し、必須項目は必ず満たす必要にのであること、評価項目を重要度に応格でランク付けし配点すること、価格点と技術点の得点配分割合がある。
- ・調達を必要とする部署と契約を担当 する部署で内部委員会を設けて総合 評価基準書を作成。最終的には入札 執行の責任者である契約担当役の決

・一般競争入札が、最低価格落札方式、 総合評価落札方式のいずれかは、入 札参加者はわかるのか。

- 議を受けて決定する。
- ・ホームページや官報の入札公告に、 総合評価落札方式の場合はその旨記 載している。
- (1) 総合オンラインシステムのメンテナンス (一般競争入札 (総合評価))
- ・評価項目は42項目と決められている のか、それとも金額や内容によって 項目数は変わるのか。
- ・評価項目は、入札1件1件異なるの か。
- ・42項目と10項目では、評価結果に大きな違いが出るのか、業者の優劣を考えたとき10項目以上必要とは考えにくい。42項目では逆に評価の修正が働くことにならないか。
- ・事業者は42項目をカバーするように 提案書を作成させられるので、それ に基づいて評価項目が作られている のか。
- ・42項目あるが、その中には必須と任意の項目がある。必須は全て満たす必要があるので、実質的に差が出るのは任意の12項目ということか。

- ・システムの調達毎に異なる。また、 メンテナンスか運用かによっても評価項目は変わる。
- ・評価項目は仕様書に沿って作成するので、たとえば、システムのメンテナンスであれば大体同じ項目となる。
- ・総合評価方式は、技術点と価格点が 1対1なので仮に優遇しても半分の か影響ない。項目数の多寡でどない。 うに差が出るのかは検証していない。 また、他の省庁でも、37項目を採用 している事例がある。契約後に問題が見つかると困るので、確認漏れがない。 ないようにすると評価項目が多くなる。
- ・仕様書に沿って評価項目を作っている。
- ・そのとおりである。
- (2) 引受並びに募集取扱契約(貸付債 権担保住宅金融支援機構債券)(企 画競争)
- ・手数料水準はどのように決めているのか、一回ごとの交渉か。
- ・10年債と15年債で手数料水準が違うのはなぜか。
- ・MBSの手数料単価が、SBの手数 料単価より若干高いにもかかわらず、 かなり近い水準にあるので妥当と判
- ・年間の引受会社選定後、前年度後半 から当年度初めにかけ相対で交渉を し決めている。
- 年数が長くなればなるほど、債券引き受けのリスクが大きくなるためである。
- ・機構 S B は、国債や財投機関債など と同じ形なので、M B S と比べると 市場規模、流通量とも大きいので、

断する理由は何か。

・証券化の案件に携わっている経験から、機構債券の手数料は、非常に低い水準ではないか。契約先を見ると、継続して取引がある先とそうでない 先に分かれるようだが。 手数料も相対的に安くなることから 妥当と判断した。資料に記載の手数 料は平成20年度以降のものだが、平 成22年度分は更に引下げる交渉をし ているので、SBとほぼ同じ水準と なる見込みである。

・引受会社を、主幹事、共同主幹事、 シ団という3グループに分けて、取 引を行うためであり、グループ内で 年間を通じてみれば、大きな差はな い。

- (3) 平成21年度下半期の広告実施(企 画競争)
- ・広告を実施した効果は、どのような 形で測定、判断しているのか。
- ・コストカットしながら費用を捻出しているとの事だが、毎年度の広告費予算は安定しているのか。
- ・評価要領の任意項目で、Cの「達成できない」でも点数が付くことになっている。達成できないのであれば 0点にすべきではないのか。
- ・今回の企画競争の目的は枠を確保することか。広告の作成等は別か
- ・広告の実施と広告の作成は別々に調 達したほうが安いのか。

- ・一例だが、テレビCMを見て、さらにフラット35を詳しく知りたい場合は機構HPにアクセスしてくる。テレビCM後のアクセス数は跳ね上がる実態があり、効果は大きいと見ている。
- ・長期固定金利の商品情報を国民の方々に伝わるよう、平成19年度から21年度に広告を実施してきたが、理解が進んでくれば見直すこともある。
- ・任意項目は3区分で評価し、相対的に点数を加算していくとの考えから、 このような配分としている。配点に もよるが、高い評価の提案書は、結 果として高得点になる。
- ・テレビCMの作成は、平成19年度に 企画競争を実施し、その時作成した CMを、今回の契約先が使用する。 新聞記事の原稿は、基本的に機構が 準備し、契約先は枠を調達している。
- ・当機構は、CM映像を一年間同じものを使っている。広告の値段は変動するので、1年間まとめてではなく3回程度に分けて調達したほうがいいと考えている。民間会社のように3か月ごとにCMを作るのであれば、広告の実施と作成を一緒にした方が効率的かもしれない。
- (4) 住宅融資保険事業に係る保険引受 リスク計量モデルの高度化に関する コンサルティング業務(企画競争)

- ・コンサルティングは、企画競争では なく総合評価で実施していくとの動 きもある。本件を企画競争とするの は、業務の特殊性によるということ か。
- ・保険であれば、米国の方が制度とし て進んでいるし、海外の方が分析力 が優れていると思う。国内の実績を 必須要件としているのは、海外の会 社を排除しているように見える。
- ・知的に集約されている部分は、値段 が極端に安くてもできる。一方、大 量のデータ分析は必ず必要最低限の コストがかかる。求める内容により、 値段の出し方や評価の仕方が変わっ てくるのではないか。
- 2. 随意契約等見直し計画の対象外と している契約
- (1) 機構団体信用生命保険(共済)契 約の概要
- ・保険会社が共同でシ団を組んでいる ので、引受先は事実上一者しかない し、共済も一者しかないという理解 でよいか。
- ・契約のあり方が適当かという観点か ら見れば、随意契約には随意契約以 外に手がないものと明らかに随意契 約することが合理的であるものの二 つあり、本件は後者と思うがその理 解でよいか。
- (2) 勤労者財産形成持家融資業務の概 要、年金債権に係る金融機関への再 委託業務、金利スワップ取引に係る 契約

(金利スワップ取引に係る契約につい て)

- ・引合いを依頼する3社の選定はどの ように行っているのか。

- ・今回の融資保険業務は、実質的に日 本で実施しているのは、現在、当機 構だけのため、特殊性がある。特殊 な業務に見合った能力がある相手先 を選定するため企画競争を実施した もの。
- ・米国でも同じような事業について似 た制度はあるが、日本人の住宅に対 する志向やローンに対する取組、家 計の状況等は独自のものがあり、国 内の住宅ローンを熟知しているとこ ろに委託した方が良いと考えた。
- ・今回のコンサルは、データベースの 整理とそのデータ解析、更に、それ を踏まえたモデルのロジックのアウ トプットの両方が含まれている。

- ・共済の引受会社は1社しかない、保 険会社は20社で一つのプールとなっ ている。
- そのとおりである。

- ・参加要件を満たしている取引先は11 社ある。与信枠が一杯のところを除 いた取引先との取引が均等となるよ う3社に引き合いを依頼している。
- ・取引機会を均等にするとのことだが、」・引合いに参加する機会が均等になる。

与信枠の範囲内の場合、引合いに参加する機会が均等になるのか、結果的に契約の機会が均等になるのか。

- ・結果的に全然契約が出来ない会社もあるのか。
- 一番いいレートを提示した会社と契約するので、結果的にはそのようなことはありえる。